



ワライタケ

## 麻薬きのこに関する情報

吹春俊光

平成14年5月7日付の官報（号外第92号）に、  
◇麻薬、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する制令の一部を改正する政令（政令第169号）（厚生労働省）

1. サイロシビン、サイロシンを含有するきのこ類を麻薬原料植物に指定することとした。
2. 麻薬原料植物の指定に伴い、政令の名称を「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」とすることとした。
3. この政令は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとした。

という具合に法律が改正されました。条文の1にあるように、催幻覚性物質（サイロシビン、サイロシン）を含んでいるきのこが麻薬としてつかわれるようになったということです。条文には、「きのこ類」という指定しかなく、該当成分を含んでいればどのような種類であろうと、それがきのこであれば規制の対象となるわけです。ご存じのように日本産きのこのカタログは完全なものではなく、また既知種であってもその成分をよく調べられているものは稀です。該当成分を含むきのこを含む分類群として、よく知られているシビレタケ属（ヒカゲシビレタケなど）やヒカゲタケ属（ワ

ライタケなど）ばかりでなく、これから調査が進めばもっと広汎なきのこ類が指定の対象となっていくと思われます。

さて、きのこ狩りの人にとってどんな意味をもつのでしょうか。まず、挙動不審の人が職務質問をうけポケットからきのこが出てきたとします。今回の法律改正以前であれば、変な人、ということでおかったのですが、警察では、まず、それが

1) きのこであるか、を調べ、次に、2) そのきのこから該当成分が検出されるか、が調査されます。もし該当成分が検出されたなら、逮捕されてしまいます。10年の懲役も覚悟しないといけません。

私が勤務する博物館でも、該当のきのこ類を保管しているため、県の健康福祉部薬務課薬物乱用対策班の担当の方と相談しました。その結果、標本として保管していくためには博物館を麻薬研究施設として登録し、その担当は、麻薬研究者免許をとる必要があるということで、現在手続きを進めている最中です。また該当のきのこ類は、（第三者が容易に開けにくい）ダイアル式の鍵のかかる、（容易に持ち運びできない）重量金庫に入れ必要がある、ということでした。個人で該当のきのこ類を保管し研究していくのは、かなり難しい状況です。シビレタケ属などの分類の研究も遅れてしまいそうです。

観察会のときに、該当のきのこが採れたばあいには、どんなふうに対応していくか、博物館や県の関係機関と相談しながら現在検討中です。



ヒカゲシビレタケ